

## 佐倉市規則第84号

### 佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例（平成28年佐倉市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共の場所)

第2条 条例第2条第4号の不特定多数の市民等が立ち入る場所であって規則で定めるものは、庁舎その他の市が所有する不動産（市以外のものが所有している不動産であって、市が地上権、地役権その他これらに準ずる権利を設定しているものを含む。）であって、不特定多数の市民等の利用に供されるものとする。

(設置運用基準の届出)

第3条 条例第7条第1項前段の規定による設置運用基準の届出は、防犯カメラの適正な設置及び運用に関する基準届（別記様式第1号）により行うものとする。

2 条例第7条第1項後段の規定による設置運用基準の変更の届出は、防犯カメラの適正な設置及び運用に関する基準変更届（別記様式第2号）により行うものとする。

(設置運用基準に定める事項等)

第4条 条例第8条第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 防犯カメラの設置の目的
- (2) 防犯カメラの設置の年月日
- (3) 防犯カメラの設置の場所及び撮影の範囲

- (4) 防犯カメラの設置の表示に関する事項
- (5) 防犯カメラ管理責任者の設置及び防犯カメラ取扱担当者の指定に関する事項
- (6) 映像データの利用及び提供の制限に関する事項
- (7) 苦情の対応に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、防犯カメラの適正な設置及び運用に関する事項

2 市長は、設置運用基準の制定に資するため、防犯カメラを設置しようとする団体に対し情報の提供、助言その他の必要な援助を行うものとする。

(取りやめの届出)

第5条 条例第10条の規定による防犯カメラの設置の取りやめの届出は、防犯カメラ設置取りやめ届（別記様式第3号）により行うものとする。

(防犯カメラ等の取扱いの委託等)

第6条 条例第11条第5項の規定により、次に掲げるものは、防犯カメラ及び映像データを取り扱うことができる。この場合において、市又は設置者は、防犯カメラ及び映像データの安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。

- (1) 防犯カメラ及び映像データの取扱いの全部又は一部の委託を受けたもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者であつて、公の施設に設置された防犯カメラ及び映像データの管理を行うこととされたもの

(公表の方法)

第7条 条例第15条第1項の規定による公表は、市の広報紙への掲載その他の適当と認められる方法により行うものとする。

2 条例第15条第1項の規則で定める事項は、公表の原因となる事実とする。

附 則

この規則は、平成28年11月1日から施行する。